

低所得妊婦の方の初回産科受診料を助成します

常陸太田市では、低所得の妊婦の方が、妊娠の判定を受けるために産科医療機関等を初回受診する際に必要な費用の助成を行います。

対象者

初回産科受診日および請求日において常陸太田市に住民登録があり、以下の①～③をすべて満たす方

- ①出産を希望する方
- ②住民税非課税世帯または同等の水準にあり、世帯の課税状況の確認に同意する方
- ③常陸太田市と産科医療機関等が、支援に必要な情報を共有することに同意する方

助成内容

妊娠判定のための初回産科受診料(上限1万円)

※妊娠判定のために複数回受診された場合でも、初回受診分のみが対象となります

申請方法

初回産科受診日から6か月以内に以下の書類を添えて、ご申請ください

- 常陸太田市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成金交付申請書
- 初回産科受診料の領収書
- 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 申請者(妊婦)名義の銀行口座がわかるもの(キャッシュカードまたは通帳)

※転入により住民税の課税状況が常陸太田市で確認できない場合は、前市町村が発行する証明書(世帯全員分)が必要になることがあります。



申請先・問い合わせ先

常陸太田市子ども福祉課 こども家庭センター「ここキララ」

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地(分庁舎1階)

TEL:0294-72-1100